

(証券コード1382)

2026年9月8日

(電子提供措置の開始日 2026年9月4日)

株 主 各 位

北海道上川郡東神楽町14号北1番地

株 式 会 社 ホ ー ブ

代表取締役社長 政 場 秀

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。また、株主様全体の公平性への配慮から、ご出席の株主様へのお土産の配布を取りやめとさせていただきます。

当社ウェブサイト https://hob.co.jp/ir_information/



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、IRニュースをご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ホーブ」又は「コード」に当社証券コード「1382」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、議決権の行使期限である2026年9月28日（月曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年9月29日（火曜日）午後1時00分
（開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）
2. 場 所 北海道旭川市4条通9丁目1703番地
旭川北洋ビル 8階 大ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。）

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第40期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第40期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~

1. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに於いて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
3. 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
  - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
  - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。なお、本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様は電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。
4. ご来場にあたりサポートが必要な株主様は、当日受付にてお知らせ願います。

## 事業報告

(2025年7月1日から  
2026年6月30日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、景気に緩やかな回復基調が見られました。一方で、ウクライナ情勢の緊迫化が長期にわたり、中東情勢の動向も不安定となる中、世界的な資源価格の値上がりや物流コストの高騰などが大幅な物価上昇を招くなど、先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループにおきましては、自社品種「夏瑞／なつみずき」（品種登録名「ペチカほのか」）の生食用販売、業務用販売を中心に、いちご果実及びその他青果物の販売に注力してまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は2,372,498千円（前期比1.7%減少）、営業損失は22,339千円（前期は営業利益38,066千円）、経常損失は18,370千円（前期は経常利益39,466千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は27,958千円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益24,712千円）となりました。

当連結会計年度の当社グループが営む事業は、いちご果実・青果事業、種苗事業、馬鈴薯事業、運送事業の4事業となっております。

セグメントの業績は次のとおりであります。

#### (いちご果実・青果事業)

いちご果実・青果事業の主力商品は業務用いちご果実であります。当連結会計年度においては、夏秋期は「コア」（品種登録名「ペチカエバー」）、「夏瑞／なつみずき」（品種登録名「ペチカほのか」）などの自社開発品種と輸入いちごを、その後は国産促成いちご（とちあいか、とちおとめ、紅ほっぺなど）を主に販売しております。

自社品種については、主力産地である北海道の夏（6～8月）の気温が過去最高となるなど、長期間にわたり高温の影響を受けることとなりました。国産他品種も同様の傾向で、高温によりいちご果実の出荷量が急にピークを迎えたほか、品質の低下も招く結果となりました。また、出荷ピークを終えてからは大幅に出荷量が減少し、8月から9月下旬までは十分な販売量を確保することができませんでした。出荷ピークを終えた後に早めに栽培株を休ませて成り疲れからの回復を促すなど、猛暑を想定した自社品種の栽培管理により9月下旬から出荷数量が増加したものの、それまでの減少分をカバー

するには至りませんでした。

12月のクリスマス時期にかけては、本州の厳しい残暑の影響で促成いちごの定植が遅れ、定植後の10月に曇天が続いたことでさらに生育に遅れが生じました。また、主力産地である栃木での大果系品種への切り替わりも重なり、11月からクリスマス時期にかけて業務用サイズの果実は全国的に品薄の状況が続きました。これにより十分な販売数量を確保することができず、クリスマス時期の販売数量は前年同時期を若干下回りました。

年明け以降の1～6月については、原材料価格の上昇や消費者の節約志向などを背景に、大手取引先を中心にいちご果実の取扱数量が前年同時期に比べ減少することとなりました。また、業務用サイズを中心に市場相場価格が例年に比べ高値で推移したことで、事前に販売価格を設定していた取引先に対しては利益が圧縮されることとなりました。

その他の青果物におきましては、コンビニエンスストアをはじめとした既存取引先において、フルーツの使用量が減少したことで、売上高、利益ともに前期を下回りました。

この結果、当連結会計年度におけるいちご果実・青果事業の売上高は2,083,962千円（前期比3.3%減少）、営業利益は106,335千円（前期比32.8%減少）となりました。  
(種苗事業)

種苗事業は、自社いちご品種の「ペチカほのか」（商品名「夏瑞／なつみずき」）と「ペチカエバー」（商品名「コア」）を生産販売しております。自社いちご品種苗の販売先となる生産者は、一部を除き、栽培契約に基づいて、生産するいちご果実を当社に出荷しております。

当連結会計年度におきましては、契約産地において栽培面積が拡大し種苗の販売本数が増加したことに加え、栽培指導業務の受託による収益もあり、売上高、利益ともに増加いたしました。

この結果、当連結会計年度における種苗事業の売上高は58,017千円（前期比11.3%増加）、営業利益は24,463千円（前期比57.9%増加）となりました。

(馬鈴薯事業)

馬鈴薯事業は、主に種馬鈴薯の生産販売、仕入販売と、青果馬鈴薯の仕入販売からなり、主要売上品である種馬鈴薯には、秋から春にかけて販売する春作と夏に販売する秋作の2体系がありますが、そのメインは春作種馬鈴薯です。

秋作向けにおいては種馬鈴薯の生産面積が減少したことに伴い、種馬鈴薯

の供給が不足することとなり、販売数量が減少いたしました。春作向けにおいても、種馬鈴薯産地の高温や干ばつの影響で生産量が減少し、販売数量は前期を下回りました。仕入単価の上昇に伴い、販売単価を上げたことで売上高は前期を上回りました。しかしながら、仕入単価上昇分を十分に販売単価に転嫁することができず、利益を確保することができませんでした。

この結果、当連結会計年度における馬鈴薯事業の売上高は75,699千円（前期比1.4%増加）、営業損失は244千円（前期は営業利益4,212千円）となりました。

#### （運送事業）

運送事業は、連結子会社「株式会社エス・ロジスティックス」が行っております。関東圏を中心とした事業展開で当社の商品配送を中核としつつ、一般荷主からの配送業務受託も行っております。

当連結会計年度におきましては、受託業務の見直しを進めたことで、売上高は前期を上回りました。利益につきましては、外注費及び人件費の増加に加え、車両の入替による減価償却費の増加の影響で、前期を下回りました。

この結果、当連結会計年度における運送事業の売上高は154,819千円（前期比17.3%増加）、営業利益は18,266千円（前期比15.1%減少）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は14,434千円であります。

その主なものは、当社の車両の購入（1,686千円）、当社の栽培試験用システム（771千円）、子会社である株式会社エス・ロジスティックスの車両の購入（11,320千円）であります。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区分                                                  | 第37期<br>(2023年6月期) | 第38期<br>(2024年6月期) | 第39期<br>(2025年6月期) | 第40期<br>(2026年6月期) |
|-----------------------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 売上高(千円)                                             | 2,489,362          | 2,519,019          | 2,412,711          | 2,372,498          |
| 経常利益又は<br>経常損失(△)(千円)                               | 138,790            | 38,094             | 39,466             | △18,370            |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益又は<br>親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△)(千円) | 110,353            | 20,012             | 24,712             | △27,958            |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△)(円)                    | 144.88             | 26.27              | 32.44              | △36.71             |
| 総資産額(千円)                                            | 1,108,040          | 1,123,842          | 1,069,690          | 1,097,957          |
| 純資産額(千円)                                            | 787,717            | 769,645            | 756,207            | 690,108            |
| 1株当たり純資産額(円)                                        | 1,034.18           | 1,010.46           | 992.86             | 906.11             |

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名             | 資本金   | 出資比率   | 事業内容 |
|-----------------|-------|--------|------|
| 株式会社エス・ロジスティックス | 40百万円 | 100.0% | 運送事業 |

## (6) 対処すべき課題

### ① いちご果実・青果事業の収益拡大

当社は、夏秋期において自社いちご品種「ペチカほのか（商品名：夏瑞／なつみずき）」「ペチカエバー（商品名：コア）」を中心に販売しております。生産者の高齢化等で自社品種の栽培面積は減少傾向にあり、近年の猛暑の影響も重なって出荷数量が減少しております。これに対処すべく、出荷時期を早期化し、高温時期は収穫を中断してしっかりと株を休ませるという栽培管理を実践し、秋の収穫量の確保に努めます。

促成いちご販売時期においては、近年の品種の切替わりによる出荷動向や、市場相場価格の動向を勘案し、採算性を重視した仕入および販売体制を継続いたします。

また、近年の物価高による消費者の節約志向により、いちご果実の販売数量が減少していることを受け、従来とは異なる分野での需要も喚起し、新規販売先の開拓を推進してまいります。

### ② 種苗事業の収益拡大

種苗事業は、自社いちご品種の種苗販売を主力としておりますが、生産者の高齢化や温暖化などの栽培環境の変化により、自社品種の栽培面積は減少し、それに伴い種苗の販売本数も減少しております。今後も同様の状況が続くと想定されることから、国内の標高の高いエリアなど、さらに冷涼な地域での産地開発を推進いたします。

また、当社の種苗事業の根幹は品種開発にあり、これまでに、夏秋期の国産いちご市場を築き上げた「ペチカ」をはじめ、極めて収量性の高い「ペチカエバー」、食味の良さが特長の「ペチカほのか」といった品種を開発してまいりました。特に「ペチカほのか」の食味の良さは、国内だけではなく海外からも高い評価を受けており、海外でのライセンスを視野に入れた事業展開を進めております。さらにこれらに次ぐ優れた特性を持つ様々な品種についても海外での栽培や市場適性を検証したうえで、現地での商業栽培を進めてまいります。

国内の新規産地の開拓および海外での事業を推進することで種苗事業の収益拡大に努めてまいります。

### ③ 馬鈴薯事業の収益の維持

馬鈴薯事業においては、主に種馬鈴薯の生産販売及び仕入販売を行っております。当社は、「男爵」や「メークイン」といった国内の一般品種の取扱いのほか、一般品種とは異なる食味、加工適正、病虫害抵抗性といった特性

を持つ海外で育種された馬鈴薯品種の国内販売権を有しております。種馬鈴薯の生産者も年々減少傾向にあることから、海外の品種及び一般品種も含めた適正な数量の仕入管理を継続することで、馬鈴薯事業の収益の維持に努めてまいります。

#### ④ 運送事業の収益の向上

運送事業を行う子会社「株式会社エス・ロジスティックス」は営業基盤を関東圏に特化し、事業を展開しております。物流業界は2024年問題もあり、いかに効率の良い新規配送業務を受託できるかが重要となります。それに向けた営業の推進はもとより、ドライバーの充実を図り自社配送の比率を高めることで、収益の向上を目指してまいります。

#### ⑤ 人材の育成について

当社の事業は、農業と密接に関わっております。近年の農業を取り巻く環境は急速に変化しており、気象変動等に対する有効的な対処が必要となっております。しかし、それらに対処するための栽培に関する知識は短期間で習得できるものではなく、机上の学習だけでは得ることができない経験を積むことが重要であります。

また、当社は永年にわたり夏秋いちごの品種開発も行っております。当社がこれまで蓄積してきた栽培、育種に関する技術、ノウハウを社内で共有、継承していくために、今後も優秀な人材の確保、育成に努める方針であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（2026年6月30日現在）

当社グループは、種苗の研究開発、種苗の生産販売、夏秋いちご「ペチカほか（商品名 夏瑞／なつみずき）」及び「ペチカエバー（商品名 コア）」をはじめとした、いちご果実及び青果類の仕入販売を主な事業としております。

| 事業区分              | 主要製商品及び業務                                        | 売上高<br>(千円) | 構成比<br>(%) |
|-------------------|--------------------------------------------------|-------------|------------|
| いちご果実・<br>青 果 事 業 | いちご果実・青果・農業用資材                                   | 2,083,962   | 87.8       |
| (内 訳)             | いちご果実（自社品種・その他いちご果実）                             | 1,908,364   | 80.4       |
|                   | 青果（ブルーベリー、バナナ等）                                  | 128,222     | 5.4        |
|                   | 資材（農業用生産・出荷用資材）                                  | 47,375      | 2.0        |
| 種 苗 事 業           | 自社品種いちご苗・その他種苗（食用ユリ等）<br>四季成りいちごの栽培・育種技術に関する業務受託 | 58,017      | 2.5        |
| 馬 鈴 薯 事 業         | 種馬鈴薯・青果馬鈴薯                                       | 75,699      | 3.2        |
| 運 送 事 業           | 配送業務                                             | 154,819     | 6.5        |

(8) 主要な事業所（2026年6月30日現在）

| 事 業 所 名           | 所 在 地                 |
|-------------------|-----------------------|
| 本 社               | 北 海 道 上 川 郡 東 神 楽 町   |
| 東 京 本 部           | 東 京 都 江 戸 川 区         |
| 中 富 良 野 研 究 農 場   | 北 海 道 空 知 郡 中 富 良 野 町 |
| 東 神 楽 研 究 圃 場     | 北 海 道 上 川 郡 東 神 楽 町   |
| 東 神 楽 物 流 セ ン タ ー | 北 海 道 上 川 郡 東 神 楽 町   |
| 株式会社エス・ロジスティックス   | 埼 玉 県 川 口 市           |

(注) 株式会社エス・ロジスティックスの登記上の所在地は北海道上川郡東神楽町であります。

(9)従業員の状況（2026年6月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分       | 従業員数（名） | 前連結会計年度末比増減 |
|------------|---------|-------------|
| いちご果実・青果事業 | 12（6）   | 1名増（3名減）    |
| 種苗事業       | 7（3）    | －（2名減）      |
| 馬鈴薯事業      | 1（－）    | －（－）        |
| 運送事業       | 22（－）   | 4名増（－）      |
| 全社（共通）     | 7（1）    | －（－）        |
| 合計         | 49（10）  | 5名増（5名減）    |

（注） 1. 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の（ ）外書きは、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門及び研究開発部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数（名） | 前事業年度末比増減 | 平均年齢（歳） | 平均勤続年数（年） |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 27（10）  | 1名増（5名減）  | 43.7    | 13.9      |

（注） 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の（ ）外書きは、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

(10)主要な借入先及び借入額（2026年6月30日現在）

該当事項はありません。

(11)その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は株式会社東京証券取引所より、2026年7月23日付で、当社株式を整理銘柄に指定し、2027年1月1日付で上場廃止とする旨の連絡を受けました。これにより、以下の日程で、東京証券取引所において上場廃止することとなりました。

|          |                                                       |
|----------|-------------------------------------------------------|
| 上場廃止の決定  | 2026年7月23日                                            |
| 整理銘柄指定期間 | 2026年7月23日から2026年12月31日                               |
| 上場廃止日    | 2027年1月1日                                             |
| 理由       | 基準日における上場維持基準（流通株式時価総額基準）に係る審査の結果、上場維持基準への不適合が確認されたため |

## 2. 株式に関する事項（2026年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,648,000株  
(2) 発行済株式の総数 762,000株（自己株式380株を含む）  
(3) 当期末現在株主数 1,055名  
(4) 発行済株式の総数に対する保有割合の高い株主（上位10名）

| 順位 | 株主名           | 持株数      | 持株比率   |
|----|---------------|----------|--------|
| 1  | 高 橋 巖         | 305,000株 | 40.05% |
| 2  | 原 芳 邦         | 37,500株  | 4.92%  |
| 3  | 高 橋 ゆ か り     | 22,000株  | 2.89%  |
| 4  | 酒 井 直 行       | 17,200株  | 2.26%  |
| 5  | 鈴 木 直 則       | 16,000株  | 2.10%  |
| 5  | (株) 北 海 道 銀 行 | 16,000株  | 2.10%  |
| 7  | 山 本 淳 一       | 10,500株  | 1.38%  |
| 8  | (株) S B I 証 券 | 7,800株   | 1.02%  |
| 9  | 秋 元 之 浩       | 7,000株   | 0.92%  |
| 10 | 二 宮 将 之       | 6,100株   | 0.80%  |

（注）持株比率は、自己株式（380株）を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（2026年6月30日現在）

| 氏 名     | 地位及び担当        | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                  |
|---------|---------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 高 橋 巖   | 代表取締役会長       |                                                                                  |
| 政 場 秀   | 代表取締役社長       | 株式会社エス・ロジスティックス代表取締役社長                                                           |
| 柿 本 輝 明 | 取締役           | 弁護士<br>株式会社エヌ・ピー・シー社外監査役<br>セトラスホールディングス株式会社社外取締役                                |
| 馬 場 文 秀 | 取締役<br>経営管理部長 | 株式会社エス・ロジスティックス取締役                                                               |
| 堤 直 美   | 常勤監査役         | 公認会計士                                                                            |
| 上 田 恵 一 | 監査役           | 公認会計士                                                                            |
| 吉 田 周 史 | 監査役           | 公認会計士<br>株式会社 C E ホールディングス社外取締役<br>（監査等委員）<br>北雄ラッキー株式会社社外取締役<br>フュージョン株式会社社外監査役 |

- (注) 1. 取締役 柿本輝明氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 堤直美氏及び上田恵一氏の2名は、社外監査役であります。なお、堤直美氏、上田恵一氏及び吉田周史氏の3名とも公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役 柿本輝明氏、監査役 堤直美氏及び上田恵一氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、定款において取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、社外取締役である柿本輝明氏、社外監査役である堤直美氏及び上田恵一氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・取締役及び監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令で定める限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能させることを目的として決定されることを基本方針としております。

#### b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、月例の金銭報酬である固定報酬（以下「基本報酬」という。）のみとし、会社法施行規則に定める業績連動報酬等及び非金銭報酬等は支給しないこととしております。

また、当社の取締役に対する基本報酬は、当社の業績や経営内容、社会情勢、各役割に応じた貢献度合い、在任年数のほか他社水準等を考慮しながら総合的に勘案して、毎期の定時株主総会開催後に開催される取締役会において、株主総会によって決議された報酬総額の範囲内において決定されるものとしております。

### ② 当事業年度に係る報酬等の総額

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額（千円）     |              | 対象となる<br>役員の員数 |
|------------------|--------------------|--------------------|--------------|----------------|
|                  |                    | 基本報酬               | 退職慰労金        |                |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 41,100<br>(5,400)  | 36,600<br>(5,400)  | 4,500<br>(－) | 4名<br>(1名)     |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 7,200<br>(6,000)   | 7,200<br>(6,000)   | －<br>(－)     | 3名<br>(2名)     |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 48,300<br>(11,400) | 43,800<br>(11,400) | 4,500<br>(－) | 7名<br>(3名)     |

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、1993年2月28日開催の第6回定時株主総会において年額300,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。

2. 監査役の報酬限度額は、1993年2月28日開催の第6回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。
3. 退職慰労金には、役員退職慰労引当金の当期繰入額を記載しております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

取締役柿本輝明氏は、株式会社エヌ・ピー・シーの社外監査役であります。当社と同社との間に特別の関係はありません。また、同氏はセトラスホールディングス株式会社の社外取締役であります。当社と同社との間に特別の関係はありません。

#### ② 当該事業年度における主な活動状況

| 氏 名  | 会社役員の地位 | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                                   |
|------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 柿本輝明 | 取締役     | 当事業年度中の取締役会は17回開催され、同氏はその全てに出席しております。同氏は弁護士であり、取締役会において、コンプライアンスの面から適宜に必要な発言を行っております。また、法律専門家としての豊富な見識に基づき、コンプライアンスに関する事項への助言など、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。 |
| 堤 直美 | 常勤監査役   | 当事業年度中の取締役会は17回開催され、同氏はその全てに出席し、監査役会は13回開催され、同氏はその全てに出席しております。同氏は公認会計士の資格を有しており、取締役会並びに監査役会において、専門的見地から適宜に必要な発言を行っております。                                      |

| 氏 名  | 会社役員の地位 | 主 な 活 動 状 況                                                                                                              |
|------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 上田恵一 | 監査役     | 当事業年度中の取締役会は17回開催され、同氏はその全てに出席し、監査役会は13回開催され、同氏はその全てに出席しております。同氏は公認会計士の資格を有しており、取締役会並びに監査役会において、専門的見地から適宜に必要な発言を行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人ハイビスカス

(2) 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 10,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 10,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが、適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

# 連結貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

| 資産の部      |           | 負債の部      |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 流動資産      | 976,574   | 流動負債      | 244,276   |
| 現金及び預金    | 405,552   | 買掛金       | 179,902   |
| 売掛金       | 515,784   | 未払金       | 38,639    |
| 棚卸資産      | 44,648    | 未払法人税等    | 2,614     |
| その他       | 10,638    | その他       | 23,119    |
| 貸倒引当金     | △50       | 固定負債      | 163,571   |
| 固定資産      | 121,382   | 資産除去債務    | 3,193     |
| 有形固定資産    | 85,993    | 退職給付に係る負債 | 53,748    |
| 建物及び構築物   | 30,699    | 役員退職慰労引当金 | 106,630   |
| 機械装置及び運搬具 | 16,424    | 負債合計      | 407,848   |
| 土地        | 37,400    | 純資産の部     |           |
| その他       | 1,468     | 株主資本      | 690,108   |
| 投資その他の資産  | 35,389    | 資本金       | 421,250   |
| 繰延税金資産    | 8,934     | 資本剰余金     | 110,791   |
| その他       | 26,454    | 利益剰余金     | 158,585   |
|           |           | 自己株式      | △517      |
| 資産合計      | 1,097,957 | 純資産合計     | 690,108   |
|           |           | 負債・純資産合計  | 1,097,957 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2025年7月1日から  
2026年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                 | 金     | 額         |
|---------------------|-------|-----------|
| 売 上 高               |       | 2,372,498 |
| 売 上 原 価             |       | 1,853,299 |
| 売 上 総 利 益           |       | 519,198   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 |       | 541,538   |
| 営 業 損 失             |       | 22,339    |
| 営 業 外 収 益           |       |           |
| 受 取 利 息             | 1,033 |           |
| 受 取 配 当 金           | 0     |           |
| 債 務 勘 定 整 理 益       | 1,882 |           |
| そ の 他               | 1,573 | 4,489     |
| 営 業 外 費 用           |       |           |
| 支 払 利 息             | 375   |           |
| 為 替 差 損             | 144   | 520       |
| 経 常 損 失             |       | 18,370    |
| 特 別 利 益             |       |           |
| 固 定 資 産 売 却 益       | 1,025 | 1,025     |
| 税金等調整前当期純損失         |       | 17,344    |
| 法人税、住民税及び事業税        | 6,448 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額       | 4,165 | 10,614    |
| 当 期 純 損 失           |       | 27,958    |
| 親会社株主に帰属する当期純損失     |       | 27,958    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

| 資産の部     |         | 負債の部      |         |
|----------|---------|-----------|---------|
| 流動資産     | 877,523 | 流動負債      | 224,253 |
| 現金及び預金   | 322,903 | 買掛金       | 173,757 |
| 売掛金      | 500,754 | 未払金       | 34,882  |
| 商品及び製品   | 26,020  | 未払費用      | 2,814   |
| 仕掛品      | 12,237  | 未払法人税等    | 909     |
| 原材料及び貯蔵品 | 6,225   | 前受金       | 7,762   |
| 前払費用     | 6,568   | 預り金       | 3,099   |
| その他      | 2,863   | その他       | 1,027   |
| 貸倒引当金    | △50     | 固定負債      | 147,506 |
| 固定資産     | 99,279  | 資産除去債務    | 2,538   |
| 有形固定資産   | 73,086  | 退職給付引当金   | 38,338  |
| 建物       | 16,011  | 役員退職慰労引当金 | 106,630 |
| 構築物      | 14,688  | 負債合計      | 371,760 |
| 機械及び装置   | 3,052   | 純資産の部     |         |
| 車両運搬具    | 465     | 株主資本      | 605,041 |
| 工具器具備品   | 1,468   | 資本金       | 421,250 |
| 土地       | 37,400  | 資本剰余金     | 110,791 |
| 投資その他の資産 | 26,192  | 資本準備金     | 110,791 |
| 出資金      | 85      | 利益剰余金     | 73,518  |
| 長期前払費用   | 2,499   | 利益準備金     | 5,000   |
| 繰延税金資産   | 2,672   | その他利益剰余金  | 68,518  |
| 敷金及び保証金  | 15,052  | 繰越利益剰余金   | 68,518  |
| その他      | 5,883   | 自己株式      | △517    |
| 資産合計     | 976,802 | 純資産合計     | 605,041 |
|          |         | 負債・純資産合計  | 976,802 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

（2025年7月1日から  
2026年6月30日まで）

（単位：千円）

| 科 目                 | 金     | 額         |
|---------------------|-------|-----------|
| 売 上 高               |       | 2,217,678 |
| 売 上 原 価             |       | 1,747,159 |
| 売 上 総 利 益           |       | 470,519   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 |       | 511,125   |
| 営 業 損 失             |       | 40,606    |
| 営 業 外 収 益           |       |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金   | 8,908 |           |
| 債 務 勘 定 整 理 益       | 1,830 |           |
| そ の 他               | 589   | 11,329    |
| 営 業 外 費 用           |       |           |
| 支 払 利 息             | 375   |           |
| 為 替 差 損             | 144   | 520       |
| 経 常 損 失             |       | 29,797    |
| 特 別 利 益             |       |           |
| 固 定 資 産 売 却 益       | 35    | 35        |
| 税 引 前 当 期 純 損 失     |       | 29,762    |
| 法人税、住民税及び事業税        | 911   |           |
| 法 人 税 等 調 整 額       | 4,404 | 5,316     |
| 当 期 純 損 失           |       | 35,078    |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年8月7日

株式会社ホープ  
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス  
北海道札幌市

|                |       |      |
|----------------|-------|------|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 堀口佳孝 |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 首藤明久 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ホープの2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ホープ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は、2026年7月23日付で、株式会社東京証券取引所より、2027年1月1日付で上場廃止とする旨の通知を受けた。その結果、会社の株式は、上場廃止となる予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年8月7日

株式会社ホープ  
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス  
北海道札幌市

|                |       |      |
|----------------|-------|------|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 堀口佳孝 |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 首藤明久 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ホープの2025年7月1日から2026年6月30日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は、2026年7月23日付で、株式会社東京証券取引所より、2027年1月1日付で上場廃止とする旨の通知を受けた。その結果、会社の株式は、上場廃止となる予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月14日

株 式 会 社 ホ ー プ 監 査 役 会

|              |   |   |   |   |   |
|--------------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役(社外監査役) | 堤 | 直 | 美 | ㊞ |   |
| 社外監査役        | 上 | 田 | 恵 | 一 | ㊞ |
| 監 査 役        | 吉 | 田 | 周 | 史 | ㊞ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付け、利益配分について、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しながら、安定配当を継続、維持しつつ業績を考慮して、積極的な配当政策を行うことを基本方針としております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の経営環境等を総合的に勘案して以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき50円

配当総額38,081,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2026年9月30日

## 第2号議案 取締役5名選任の件

当社現任取締役4名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名を増員し5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                       | 氏 名<br>(生 年 月 日)                    | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                    | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1                                                                                                                                                | たか はし いわお<br>高 橋 巖<br>(1953年1月26日生) | 1979年4月 金印わさび株式会社入社<br>1987年6月 当社設立 代表取締役社長就任<br>1997年8月 株式会社西村（2001年10月1日付で当社と合併）代表取締役社長就任<br>1998年10月 同社代表取締役会長就任<br>2013年9月 当社代表取締役会長就任（現任）                                        | 305,000株               |
| [取締役候補者とした理由]<br>当社創業者であり、長年に亘り社長として当社の経営を牽引、現在は代表取締役会長を務めております。引続き豊富な経験や見識を活かして、当社グループの発展に貢献することができることから、選任をお願いするものであります。                       |                                     |                                                                                                                                                                                       |                        |
| 2                                                                                                                                                | まさ ば ひずる<br>政 場 秀<br>(1959年9月12日生)  | 1991年4月 学校法人国際科学技術学園勤務<br>1993年6月 当社入社<br>2006年4月 当社経営企画部長就任<br>2008年9月 当社取締役就任（経営企画部担当）<br>2012年7月 当社取締役副社長就任<br>2013年9月 当社代表取締役社長就任（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社エス・ロジスティックス代表取締役社長 | 4,000株                 |
| [取締役候補者とした理由]<br>2006年4月から経営企画部長、2008年9月から取締役として、経営企画部担当、副社長を歴任して、2013年9月から代表取締役社長を務めております。引続き豊富な経験や見識を活かして、当社グループの発展に貢献できることから、選任をお願いするものであります。 |                                     |                                                                                                                                                                                       |                        |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                         | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                             | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|------------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 3          | かき もと てる あき<br>柿 本 輝 明<br>(1962年12月21日生) | 1985年4月 三井物産株式会社入社<br>1995年4月 弁護士登録<br>1998年1月 柿本法律事務所設立（現任）<br>2001年9月 当社社外取締役就任（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社エヌ・ピー・シー社外監査役<br>セトラスホールディングス株式会社社外取締役                              | 5,000株                 |
|            |                                          | [社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]<br>直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として法務及び財務に関する知見を有しており、引続きその専門性及び経営に関する独立性・客観性の観点から、助言・提言ができることから、選任をお願いするものであります。                                       |                        |
| 4          | ば ば ふみ ひで<br>馬 場 文 秀<br>(1958年11月3日生)    | 1977年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行<br>1998年11月 株式会社北洋銀行入行<br>2008年10月 当社入社<br>当社管理部長就任<br>2013年9月 株式会社エス・ロジスティックス取締役就任（現任）<br>2020年9月 当社取締役経営管理部長就任（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社エス・ロジスティックス取締役 | 1,500株                 |
|            |                                          | [取締役候補者とした理由]<br>2013年9月から子会社株式会社エス・ロジスティックス取締役、2020年9月から当社取締役経営管理部長を務めております。引続きこれまでの経験や見識を活かして、当社グループの発展に貢献できることから、選任をお願いするものであります。                                           |                        |
| 5          | おお はし たか ふみ<br>大 橋 孝 文<br>(1980年11月4日生)  | 2003年4月 株式会社サカタのタネ入社<br>2005年8月 当社入社<br>2014年8月 株式会社ドール入社<br>2015年5月 当社入社<br>2022年4月 当社内部監査室長就任<br>2023年4月 当社内部監査室長兼生産事業部長就任（現任）                                               | 一株                     |
|            |                                          | [取締役候補者とした理由]<br>2022年4月から当社内部監査室長、2023年4月から当社内部監査室長兼生産事業部長を務めております。今までの経験や見識を活かして、当社グループの発展に貢献できることから、新たに選任をお願いするものであります。                                                     |                        |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 柿本輝明氏は、社外取締役候補者であります。
3. 柿本輝明氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって25年間であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
4. 当社は、定款において取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、取締役候補者である柿本輝明氏と当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令で定める限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

当社現任監査役3名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                  | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                             | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1          | つづみ なお み<br>堤 直 美<br>(1975年8月1日生)                                                                                                                 | 1998年4月 中央監査法人入所<br>2001年4月 公認会計士登録<br>2002年9月 当社社外監査役就任（現任）                                                                                                | 2,500株                 |
|            | [社外監査役候補者とした理由]<br>直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士の資格を有しており、中立の立場から、コンプライアンスやアカウンタビリティの面から取締役の職務遂行に対する監督機能が期待でき、当社経営の健全性及び透明性をより高めるため、選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                             |                        |
| 2          | うえだ けい いち<br>上 田 恵 一<br>(1956年6月30日生)                                                                                                             | 1979年4月 監査法人栄光会計事務所入所<br>1982年3月 公認会計士登録<br>1988年7月 中央監査法人入所<br>1998年7月 中央監査法人代表社員就任<br>2007年1月 上田恵一公認会計士事務所開設<br>2015年1月 当社仮監査役就任<br>2015年9月 当社社外監査役就任（現任） | 一株                     |
|            | [社外監査役候補者とした理由]<br>直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士の資格を有しており、中立の立場から、コンプライアンスやアカウンタビリティの面から取締役の職務遂行に対する監督機能が期待でき、当社経営の健全性及び透明性をより高めるため、選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                             |                        |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                   | 氏 名<br>(生 年 月 日)                  | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 3                                                                                                                                                                                            | よしだ しゅうじ<br>吉田 周史<br>(1973年8月3日生) | 1997年4月 中央監査法人入所<br>2000年4月 公認会計士登録<br>2007年7月 新日本監査法人入所<br>2013年9月 吉田周史公認会計士事務所<br>開設（現任）<br>2015年9月 当社取締役就任<br>2022年9月 当社監査役就任（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社C E ホールディングス社外取締役<br>（監査等委員）<br>北雄ラッキー株式会社社外取締役<br>フュージョン株式会社社外監査役 | 2,500株                 |
| [監査役候補者とした理由]<br>2020年9月まで当社の経理・財務・総務部門の取締役として業務執行を担っていた経験や見識を活かして、監査役として監査・監督機能を十分発揮し、当社の成長・価値向上に貢献することが期待でき、また公認会計士の資格を有しており、コンプライアンスやアカウンタビリティの面からも当社経営の健全性及び透明性をより高めるため、選任をお願いするものであります。 |                                   |                                                                                                                                                                                                                              |                        |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 堤直美、上田恵一の各氏は、社外監査役候補者であります。
3. 堤直美氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって24年間であります。  
 上田恵一氏も同様に、現在当社の社外監査役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって11年8か月間であります。  
 なお、当社は堤直美、上田恵一の各氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
4. 当社は、社外監査役がその期待される役割を充分に発揮できるように、現行定款において社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、社外監査役候補者である堤直美、上田恵一の各氏と当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。  
 その契約内容の概要は次のとおりであります。
- 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令で定める限度額を限度として、その責任を負う。
  - 上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場：北海道旭川市4条通9丁目1703番地

旭川北洋ビル 8階 大ホール

TEL 0166 (26) 3333

## 旭川北洋ビル 道路案内地図



交通：JR旭川駅からタクシーで約5分（徒歩で約10分）